

北上市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

北上市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年北上市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（必要と認める図書等） 第9条 省令第41条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ低炭素建築物新築等計画について法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認定した場合の当該認定を受けたことを証明する書類とする。 (1) 〔略〕 (2) 前号に掲げる建築物等以外の建築物 次に掲げる者 ア 〔略〕 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第15条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関	（必要と認める図書等） 第9条 省令第41条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ低炭素建築物新築等計画について法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認定した場合の当該認定を受けたことを証明する書類とする。 (1) 〔略〕 (2) 前号に掲げる建築物等以外の建築物 次に掲げる者 ア 〔略〕 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第14条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。